

○岩見沢市入札傍聴要領

平成15年11月21日訓令第24号

(目的)

第1条 この要領は、競争入札の透明性を高め、公正な入札執行を図るため、本市の実施する入札の公開及びその傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(手続)

第2条 団体で傍聴しようとする場合は、あらかじめ入札執行者の承認を受けなければならない。

(人員の制限)

第3条 入札執行者は、会場の状況により傍聴人員を制限することができる。

(傍聴できない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 危険物、ビラ、プラカード、旗、はち巻、ゼッケン、のぼり等を所持している者
- (3) 入札者又は入札執行者に対し威圧的態度を示す等入札の正常な執行を妨害するおそれがあると認められる者

(遵守事項)

第5条 傍聴人は、入札会場内では次の事項を守らなければならない。

- (1) 私語を慎むこと。
- (2) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) みだりに席を離れないこと。
- (4) 入札の秩序を乱し、妨害となるような行為をしないこと。

2 傍聴者は、入札執行者その他係員の指示に従わなければならない。

(撮影・録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、傍聴席において写真等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に入札執行者の許可を得た場合は、この限りでない。

(違反行為に対する措置)

第7条 入札執行者は、傍聴者がこの要領に違反する行為を行った場合、その者に対し、当該行為を規制し、又は退場を求めることができる。

2 退場させられた者は、当日の入札における傍聴はできないものとする。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成15年12月1日から施行する。

(適用範囲)

2 この要領は、当分の間、契約管理課において実施する入札に限って適用する。

(編注) 平成25年4月1日より、「契約管理課」は「契約検査管理課」と読み替え